

凡 例

金 商 法	金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）
施 行 令	金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号）
開 示 府 令	企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和 48 年大蔵省令第 5 号）
開 示 ガ イ ド ラ イ ン	企業内容等の開示に関する留意事項について（平成 11 年大蔵省金融企画局）
財 規	財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）
財 規 ガ イ ド ラ イ ン	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（平成 11 年大蔵省金融企画局）
連 結 財 規	連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 51 年大蔵省令第 28 号）
連 結 財 規 ガ イ ド ラ イ ン	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（平成 11 年大蔵省金融企画局）

本資料利用にあたっての留意事項

1. 本資料は、2026 年 6 月 1 日までに公表された法令等を原則として掲載している。
2. 本資料は、財務会計基準機構内に設置された「有価証券報告書等開示内容検討会（以下「検討会」という。）」において議論された結果等を反映して作成したものである。
3. 本資料に記載されている「記載事例」等は、あくまでも記載事項の趣旨や考え方を示すことが目的であるため、実際の適用にあたっては、各企業の経営実態等に即した記載が必要となる。
4. 本資料は原則として製造業者で連結財規第 1 編及び第 3 編により第 1 種中間連結財務諸表を作成している場合を想定したものである。
なお、本資料においては、各「記載事例」間の整合性を考慮していない。
5. 本資料に記載されている「記載事例」において、破線で囲まれている部分は、「省略可能な事項」又は「該当する場合には記載すべき事項」を示している。
6. 本資料に記載されている「作成にあたってのポイント」において、法令等の根拠によるもの以外に、検討会において法令等の制定の趣旨等を考慮して開示することが望ましいと考えられたものも含めて記載している。

《無断転載を禁ず》

2026年9月期の半期報告書作成に係る主な留意点

項 目	本 書	参照頁
1. サステナビリティ開示に関する事項	<p>2026年2月20日に「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和8年内閣府令第5号）」が公表されたことに伴い、以下の事項を改正しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表紙 ・事業等のリスク ・経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 ・サステナビリティに関する考え方及び取組等に関する特記事項 <p>なお、本項目に関連する開示府令の改正項目は主に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「サステナビリティに関する考え方及び取組等に関する特記事項」 ・将来情報についての記載事項 <p>であり、適用時期は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2028年4月1日以後に開始する事業年度に係る半期報告書 （ただし、2026年3月31日以後に終了する事業年度の末日を基準とした平均時価総額が3兆円以上である会社は、2027年4月1日以後に開始する事業年度に係る半期報告書） ・ただし、施行日（2026年2月20日）以後提出される半期報告書から適用することができる。 <p>これらの改正項目に関する新規定を適用する場合の記載は、「改正開示府令（2026年2月20日）による（改正項目）に関する新規定を適用する場合」として破線で囲んで示しています。</p> <p>また、本資料では2026年2月20日に改正・適用された開示ガイドラインを記載しているため、改正前のガイドラインを参照することが適切と思われるものについては、以下の対応としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正によりガイドラインの内容が変更となっている場合には、関連する「作成にあたってのポイント」において改正前の内容を記載 	<p>11 25、29、31 35、37、39 58～61</p>
2. 有価証券報告書の定時株主総会前提出に関連する事項	<p>2026年2月20日に「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和8年内閣府令第5号）」が公表されたことに伴い、以下の事項を改正しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大株主の状況 ・議決権の状況 ・役員の状況 	<p>78～79 80～81 85</p>
3. 重要な契約等に関する事項	<p>2026年2月20日に「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和8年内閣府令第5号）」が公表されたことに伴い、以下の事項を改正しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要な契約等 	<p>51、57</p>
4. リースに関する会計処理等に関する事項	<p>2024年9月13日に企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」等が公表されたことに伴い、以下の事項を改正しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要な経営指標等の推移 ・冒頭記載 ・会計方針の変更等 ・金融商品関係 	<p>12 86 134～138、 145～147 185</p>

項 目	本 書	参照頁
5. 上場企業等が保有するベンチャーキャピタル（VC）ファンドの出資持分に係る会計上の取扱いに関する事項	2025年3月11日に改正移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」が公表されたことに伴い、以下の事項を改正しました。 ・会計方針の変更等 ・金融商品関係	145 181、187
6. 期中財務諸表に関する会計基準に関する事項	2025年10月16日に企業会計基準第37号「期中財務諸表に関する会計基準」が公表されたことに伴い、以下の事項を改正しました。 ・会計方針の変更等 ・中間連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理 ・中間連結損益計算書関係	145 149 158～159
7. 期中レビュー報告書に関する事項	2025年7月17日及び2026年3月18日に期中レビュー基準報告書第1号「独立監査人が実施する中間財務諸表に対するレビュー」が改正されたことに伴い、以下の事項を改正しました。 ・期中レビュー報告書	222～225

なお、2026年6月1日時点で公表されている以下の公開草案について、今後の動向にご留意ください。

- ・企業会計基準公開草案第97号「金融商品に関する会計基準（案）」等（2026年2月27日）
（譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化に関する提案）

[当中間連結会計期間において改正開示府令（2026年2月20日）による将来情報についての記載事項に関する新規定を適用する場合]

（記載上の注意）

（1） 一般的事項

a～g （略）

h 「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「1 事業等のリスク」、「2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」及び「4 サステナビリティに関する考え方及び取組等に関する特記事項」に将来に関する事項を記載する場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、当該事項は、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、将来に関する事項が含まれる箇所を特定した上で、一定程度、集約して記載することができる。

(a) 将来に関する事項が含まれる旨及び当該事項は当中間連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合にあっては、当中間会計期間。(7)から(9-2)まで並びに(18)f 及び g において同じ。）の末日現在において判断したものである旨

(b) 将来に関する事項に係る記載内容が事後的に異なるものとなる可能性がある場合には、その旨及びその要因

(c) 将来に関する事項を記載するに当たり前提とされた事実及び仮定並びに推論過程

(d) 情報の入手経路の確認を含む将来に関する事項の適切性を検討し、評価するための社内の手続（将来に関する事項の開示に対し責任を有する機関又は個人について、その名称又は役職名及び役割を含む。）

附則

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第2条 （略）

2～9 （略）

10 新開示府令第四号の三様式第一部第2の4並びに同様式記載上の注意(1)h及び(9-2)（新開示府令第九号の三様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第五号様式第一部第2の6並びに同様式記載上の注意(1)h及び(13)（新開示府令第五号の二様式及び第十号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第五号の二様式第一部第2の5並びに同様式記載上の注意(1)e及び(13-2)、第九号の三様式第一部第3の4並びに同様式記載上の注意(1)i及び(12-2)並びに第十号様式第一部第3の6並びに同様式記載上の注意(1)i及び(16)の規定は、令和10年4月1日（第一次適用会社にあっては、令和9年4月1日）以後に開始する事業年度に係る半期報告書について適用する。ただし、施行日以後に提出される半期報告書について適用することができる。

（注）第一次適用会社 → 令和8年3月31日以後に終了する事業年度の末日を基準とした平均時価総額が3兆円以上である者

施行日 → この府令の施行の日（令和8年2月20日）

を締結し又は変更し若しくは解約した年月日、当該契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに当該合意の内容を含む。)、当該合意の目的及び取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程を具体的に記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を半期報告書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

なお、当該契約の相手方が個人である場合における住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。

- (a) 当該株主による当該提出会社の株式の譲渡その他の処分について当該提出会社の事前の承諾を要する旨の合意
 - (b) 当該株主が当該提出会社との間で定めた株式保有割合（当該株主の有する当該提出会社の株式の数がその発行済株式の総数のうちに占める割合をいう。(c)において同じ。))を超えて当該提出会社の株式を保有することを制限する旨の合意
 - (c) 当該提出会社による株式の発行その他の行為が当該株主の株式保有割合の減少を伴うものである場合に、当該株主がその株式保有割合に応じて当該株式を引き受けることができる旨の合意
 - (d) 当該契約が終了した場合に、当該提出会社が当該株主に対しその保有する当該提出会社の株式を当該提出会社（当該提出会社が指定する者を含む。))に売り渡すことを請求することができる旨の合意
- h 当中間連結会計期間において、提出会社又はその連結子会社が財務上の特約（第19条第2項第12号の4又は第20号に規定する財務上の特約をいう。以下h及びiにおいて同じ。))が付された金銭消費貸借契約（提出会社が連結子会社との間又は連結子会社が提出会社若しくは他の連結子会社との間で締結したものを除く。以下h及びiにおいて同じ。))の締結をした場合（既に締結している金銭消費貸借契約に新たに財務上の特約が付された場合を含む。))又は財務上の特約が付された社債（提出会社が連結子会社に対して、又は連結子会社が提出会社若しくは他の連結子会社に対して発行したものを除く。以下h及びiにおいて同じ。))の発行をした場合（既に発行している社債に新たに財務上の特約が付された場合を含む。))において、これらの財務上の特約が当該連結会社（同項第13号に規定する当該連結会社をいう。iにおいて同じ。))の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のあるものであるときは、同項第12号の4又は第20号に定める事項を記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を半期報告書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。
- i 当中間連結会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「重要な契約等」のうち財務上の特約その他当該提出会社若しくは当該連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のある特約が付された金銭消費貸借契約又は社債について、次の(a)又は(b)に掲げる場合には、当該(a)又は(b)に定める事項を記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を半期報告書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。
- (a) 弁済期限若しくは償還期限又はこれらの特約の内容の変更（当該特約に定める事由及び当該事由の発生があった場合の効果に照らして軽微なものを除く。))があった場合 当該変更の内容及び年月日
 - (b) これらの特約に定める一定の事由の発生があった場合 その事由の内容及び当該事由が発生した年月日並びに当該事由を解消し、又は改善するための対応策

〔開示府令〕

(臨時報告書の記載内容等)

第19条 (略)

2 一 ～ 十二の三 (略)

十二の四 提出会社が、財務上の特約（当該提出会社の財務指標があらかじめ定めた基準を維持することができない事由が生じたことを条件として当該提出会社が期限の利益を喪失する旨の特約に限る。以下この号及び次号において同じ。))が付された金銭消費貸借契約（当該金銭消費貸借契約に係る債務の元本の額が当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額（当該提出会社が連結財務諸表提出会社である場合にあっては、当該提出会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社に係る最近連結会計年度の末日における連結財務諸表における純資産額。以下この号において同じ。))の100分の10以上に相当する額であるものに限り、連結子会社との間で締結するものを除く。以下この号及び次号において同じ。))の締結をした場合（既に締結している金銭消費貸借契約に新たに財務上の特約が付された場合を含む。イにおいて同じ。))又は財務上の特約が付された社債（当該社債の

[当中間連結会計期間において改正開示府令（2026年2月20日）による「サステナビリティに関する考え方及び取組等に関する特記事項」に関する新規定並びに将来情報についての記載事項に関する新規定を適用する場合]

〔第四号の三様式〕

第2【事業の状況】

- 1【事業等のリスク】
- 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】
- 3【重要な契約等】
- 4【サステナビリティに関する考え方及び取組等に関する特記事項】

（記載上の注意）

(1) 一般的事項

a～g (略)

h 「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「1 事業等のリスク」、「2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」及び「4 サステナビリティに関する考え方及び取組等に関する特記事項」に将来に関する事項を記載する場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、当該事項は、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、将来に関する事項が含まれる箇所を特定した上で、一定程度、集約して記載することができる。

(a) 将来に関する事項が含まれる旨及び当該事項は当中間連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合にあっては、当中間会計期間。(7)から(9-2)まで並びに(18)f及びgにおいて同じ。)の末日現在において判断したものである旨

(b) 将来に関する事項に係る記載内容が事後的に異なるものとなる可能性がある場合には、その旨及びその要因

(c) 将来に関する事項を記載するに当たり前提とされた事実及び仮定並びに推論過程

(d) 情報の入手経路の確認を含む将来に関する事項の適切性を検討し、評価するための社内の手続（将来に関する事項の開示に対し責任を有する機関又は個人について、その名称又は役職名及び役割を含む。）

(9-2) サステナビリティに関する考え方及び取組等に関する特記事項

前事業年度に係る有価証券報告書の「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「2 サステナビリティに関する考え方及び取組」その他の項目において見積りの方法により算定した数値を記載している場合であって、当中間連結会計期間中に当該数値に係る確定値が判明し、当該数値と当該確定値との間に差異があるときは、当該差異の状況及び当該差異が生じた理由を記載することができる。

なお、この項目に記載する事項がない場合には、項目名を含め記載を要しない。

附則

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第2条 (略)

2～9 (略)

10 新開示府令第四号の三様式第一部第2の4並びに同様式記載上の注意(1)h及び(9-2)（新開示府令第九号の三様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第五号様式第一部第2の6並びに同様式記載上の注意(1)h及び(13)（新開示府令第五号の二様式及び第十号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第五号の二様式第一部第2の5並びに同様式記載上の注意(1)e及び(13-2)、第九号の三様式第一部第3の4並びに同様式記載上の注意(1)i及び(12-2)並びに第十号様式第一部第3の6並びに同様式記載上の注意(1)i及び(16)の規定は、令和10年4月1日（第一次適用会社にあっては、令和9年4月1日）以後に開始する事業年度に係る半期報告書について適用する。ただし、施行日以後に提出される半期報告書について適用することができる。

(注) 第一次適用会社 → 令和8年3月31日以後に終了する事業年度の末日を基準とした平均時価総額が3兆円以上である者

施行日 → この府令の施行の日（令和8年2月20日）

(5) 【大株主の状況】

記載事例

○年○月○日現在			
氏名又は名称	住 所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
A電機工業株式会社	東京都千代田区〇〇1丁目5番5号	XX,XXX	XX.XX
株式会社B製鋼所	大阪府大阪市中央区〇〇5丁目15番地	XX,XXX	X.XX
C生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区〇〇4丁目7番地	XX,XXX	X.XX
D火災海上保険株式会社	東京都中央区〇〇5丁目3番16号	X,XXX	X.XX
株式会社E興業	東京都新宿区〇〇〇1丁目3番1号	X,XXX	X.XX
F信託銀行株式会社	大阪府大阪市中央区〇〇5丁目22番地	X,XXX	X.XX
G信託銀行株式会社	東京都中央区〇〇1丁目2番1号	X,XXX	X.XX
H商事株式会社	東京都千代田区〇〇1丁目1番3号	X,XXX	X.XX
Iパソク エヌイ ロンドン (常任代理人〇〇〇〇)	〇〇HOUSE, 〇〇STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND(東京都中央区〇〇2丁目1番1号)	X,XXX	X.XX
〇〇㈱従業員持株会	東京都港区〇〇2丁目3番2号	X,XXX	X.XX
計	—	XXX,XXX	XX.XX

(注) 1. F信託銀行株式会社及びG信託銀行株式会社の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数はF信託銀行株式会社 X,XXX 千株、G信託銀行株式会社 X,XXX 千株である。

2. H商事株式会社が所有している株式については、会社法施行規則第67条第1項の規定により議決権を有していない。

3. H商事株式会社は、○年○月○日に株式会社Hコーポレーションに商号変更されている。

記載事例 (証券保管振替機構名義の株式数が「大株主」の欄の10番目に掲げられている株主の所有数以上である場合)

(注) 上記のほか、株式会社証券保管振替機構名義の株式が X,XXX 千株ある。

記載事例 (大株主となる大量保有報告書が公衆の縦覧に供されたが、株主名簿と保有状況が大幅に相違しており、中間配当に係る基準日又は当中間会計期間末現在で実質所有状況が確認できない場合)

(注) ○年○月○日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社△△△が○年○月○日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として○年○月○日現在における実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主の状況には含めていない。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりである。

氏名又は名称	住 所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社△△△	東京都港区赤坂〇丁目〇番〇号	X,XXX	X.XX

記載事例 (信託銀行の信託業務に係る株式数を中間配当に係る基準日又は当中間会計期間末現在で確認できない場合)

(注) ○年○月○日現在における、〇〇信託銀行株式会社の信託業務に係る株式数については、当社として把握することができない。

(記載上の注意)

(15) 大株主の状況

- a 提出会社が当中間会計期間の末日後半期報告書の提出日までの間のいずれかの日を会社法第 454 条第 5 項の規定による中間配当に係る同法第 124 条第 1 項に規定する基準日として定めた場合にあっては、当該基準日現在の「大株主の状況」について記載すること。ただし、これにより難しい場合にあっては、当中間会計期間の末日現在の「大株主の状況」について記載すること。
- b 「所有株式数」の欄には、他人（仮設人を含む。）名義で所有している株式数を含めた実質所有により記載すること。
- c 「大株主」は、所有株式数の多い順（提出会社を除く。）に 10 名程度について記載し、会社法施行規則第 67 条第 1 項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を併せて記載すること。ただし、会社が 2 以上の種類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、所有株式に係る議決権の個数の多い順に 10 名程度についても併せて記載すること。

なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。

- d 会社が発行する株券等に係る大量保有報告書等が法第 27 条の 30 の 7 の規定により公衆の縦覧に供された場合又は会社が大量保有報告書等の写しの送付を受けた場合（法第 27 条の 30 の 11 第 4 項の規定により送付したとみなされる場合を含む。）であって、当該大量保有報告書等に記載された当該書類の提出者の株券等の保有状況が株主名簿の記載内容と相違するときには、実質所有状況を確認して記載すること。

なお、記載内容が大幅に相違している場合であって実質所有状況の確認ができないときには、その旨及び大量保有報告書等の記載内容を注記すること。

作成にあたってのポイント

- ① 2026 年 9 月期の半期報告書より、当中間会計期間の末日後半期報告書の提出日までの間のいずれかの日を中間配当に係る基準日として定めた場合には、中間配当に係る基準日現在の状況を記載することとされています。ただし、これにより難しい場合には、当中間会計期間の末日現在の状況を記載することとされています。
- ② 大株主については、いわゆる実質主義によって 10 名程度を記載することとされていますが、例えば持株割合が同一の株主が第 10 位に複数いるような場合には、10 名に限定されず 11 名、12 名を記載することが必要と考えられます。なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載にあたっては、市町村までの記載で差し支えないとされています。
- ③ 外国人株主を記載する場合には、我が国の常任代理人についても記載を行うことが一般的に慣例化されています。また、外国人株主の氏名又は名称及び住所は、カタカナやローマ字等を用いて、正確に分かりやすく表示することが望ましいと思われれます。
- ④ 中間配当に係る基準日又は当中間会計期間の末日後、半期報告書提出日までに商号変更等で株主の氏名又は名称が変更された場合、または、住所に変更があった場合には、注記等によりその旨を記載することが適当と考えられます。（前頁の上段の記載事例注 3 参照）
- ⑤ 大量保有報告書等が EDINET により公衆の縦覧に供された場合又は会社が大量保有報告書等の写しの送付を受けた場合、その保有状況が株主名簿の記載内容と相違するときには、実質所有状況を確認して記載することとされ、また、記載内容が大幅に相違しており、その確認ができない場合には、その旨及び大量保有報告書等の記載内容を注記することとされています。
- ⑥ 信託銀行については、年金信託設定分、投資信託設定分等がそれぞれ大株主に該当する場合であっても、「大株主の状況」では、これら信託業務分を含んだ合計値で記載し、当該信託業務分は脚注で記載することが適当と考えられます。また、退職給付信託分の株式についても同様の取扱いとなります。この場合、当該信託業務分の内訳を記載することは差し支えないものと考えられます。なお、中間配当に係る基準日又は当中間会計期間の末日現在における信託業務分の株式数を確認できない場合は、その旨を記載することが適当と考えられます。
- ⑦ 提出会社が保有する自己株式数については、注記することも妨げられないと考えられます。

(6)【議決権の状況】

記載事例

(6)【議決権の状況】

①【発行済株式】

○年○月○日現在

区 分	株式数(株)	議決権の数(個)	内 容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 X, XXX	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 XXX, XXX, XXX	X, XXX, XXX	—
単元未満株式	普通株式 XXX	—	—単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	XXX, XXX, XXX	—	—
総株主の議決権	—	X, XXX, XXX	—

(注)「完全議決権株式(その他)」欄には株式会社証券保管振替機構名義の株式が XXX, XXX 株含まれている。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数 X, XXX 個が含まれている。

②【自己株式等】

○年○月○日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式 数の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
〇〇〇株式会社	東京都港区赤坂 〇丁目〇番〇〇号	X, XXX	—	X, XXX	X. XX
計	—	X, XXX	—	X, XXX	X. XX

(注) このほか、株主名簿上は当社名義となっているが、実質的に所有していない株式が XX, XXX 株ある。
なお、当該株式数は「①発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の中に含まれている。

記載事例(当中間会計期間の末日現在の議決権の状況を記載できないため、直前の基準日に基づく議決権数を記載している場合)

(6)【議決権の状況】

①【発行済株式】

○年9月30日現在

区 分	株式数(株)	議決権の数(個)	内 容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 X, XXX	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 XXX, XXX, XXX	X, XXX, XXX	—
単元未満株式	普通株式 XXX	—	—単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	XXX, XXX, XXX	—	—
総株主の議決権	—	X, XXX, XXX	—

(注) 1. (略)

2. 当中間会計期間末日現在の「発行済株式」については、.....
.....(具体的な理由).....のため、記載することができない
ことから、直前の基準日(○年○月○日)に基づく株主名簿による記載をしている。

②【自己株式等】

(略)

(記載上の注意)

(16) 議決権の状況

a 提出会社が当中間会計期間の末日後半期報告書の提出日までの間のいずれかの日を会社法第 454 条第 5 項の規定による中間配当に係る同法第 124 条第 1 項に規定する基準日として定めた場合にあっては、当該基準日現在の「議決権の状況」について記載すること。ただし、これにより難しい場合にあっては、当中間会計期間の末日現在の「議決権の状況」について記載すること。

なお、各欄に記載すべき株式について、2 以上の種類の株式を発行している場合は、株式の種類ごとの数がかかるように記載すること。

b 「無議決権株式」の欄には、無議決権株式（単元未満株式を除く。）の総数及び内容を記載すること。

c 「議決権制限株式（自己株式等）」の欄には、議決権制限株式（単元未満株式を除く。dにおいて同じ。）のうち、自己保有株式及び相互保有株式について、種類ごとに総数及び内容を記載すること。

d 「議決権制限株式（その他）」の欄には、cに該当する議決権制限株式以外の議決権制限株式について、種類ごとに総数、議決権の数及び内容を記載すること。

e 「完全議決権株式（自己株式等）」の欄には、完全議決権株式のうち、自己保有株式及び相互保有株式について、種類ごとに総数及び内容を記載すること。

f 「完全議決権株式（その他）」の欄には、eに該当する完全議決権株式以外の完全議決権株式について、種類ごとに総数、議決権の数及び内容を記載すること。

g 「単元未満株式」の欄には、単元未満株式の総数を種類ごとに記載すること。

h 「他人名義所有株式数」の欄には、他人（仮設人を含む。）名義で所有している株式数を記載するとともに、欄外に他人名義で所有している理由並びにその名義人の氏名又は名称及び住所を記載すること。

なお、株主名簿において所有者となっている場合であっても実質的に所有していない株式については、その旨及びその株式数を欄外に記載すること。

〔開示ガイドライン〕

5-16 開示府令第二号様式記載上の注意(45)c に規定する「議決権制限株式（自己株式等）」及び同 e に規定する「完全議決権株式（自己株式等）」の記載に当たっては、株主名簿上の名義により形式的に自己株式等に該当するか否かを判断するのではなく、所有状況の実態に即して実質的に判断することに留意する。

(有価証券届出書等に関する取扱いの準用)

24 の 5-7 5-2-2、5-3、5-6、5-7-3、5-10、5-12-2、5-13、5-14、5-16、5-16-2、5-17 から 5-19-3-2、5-20、5-21、5-22-2、5-23、5-23-2、5-44 及び 24-13 は、半期報告書に関する取扱いについて準用する。

(様式上の記載項目)

24 の 5-7-2 開示府令第四号の三様式中「議決権の状況」欄を記載する場合において、中間会計期間の末日現在の状況を記載することができないときは、中間会計期間の末日の直前の基準日に基づく株主名簿による議決権数を記載することができる。

作成にあたってのポイント

- ① 2026 年 9 月期の半期報告書より、当中間会計期間の末日後半期報告書の提出日までの間のいずれかの日を中間配当に係る基準日として定めた場合には、中間配当に係る基準日現在の状況を記載することとされています。ただし、これにより難しい場合には、当中間会計期間の末日現在の状況を記載することとされています。
- ② 株式会社証券保管振替機構名義の株式に名義書換失念株式がある場合には、前頁の注記例のように、当該株式の数及び当該株式に係る議決権の数を注記することが考えられます。
- ③ 【自己株式等】の表は、【発行済株式】の表に記載された「自己株式等」の内訳を記載することが適当であるとされていますので、単元未満株式を除く株式数により記載することが適当と考えられます。

2【役員の状況】

記載事例（監査役を設置する会社の場合）

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当中間会計期間における役員の異動は、次のとおりである。

(1) 新任役員

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)	就任年月日
取締役 営業第一部長	〇〇 〇〇	〇年 〇月〇日生	〇年〇月 当社入社 〇年〇月 〇〇支店長 〇年〇月 営業第一部長（現） 〇年〇月 取締役就任（現）	〇年〇月 ～ 〇年〇月	X, XXX	〇年 〇月〇日
取締役 経理部長	〇〇 〇〇	〇年 〇月〇日生	〇年〇月 株式会社〇〇銀行〇〇支店長 〇年〇月 当社入社 〇年〇月 経理部長（現） 〇年〇月 取締役就任（現）	〇年〇月 ～ 〇年〇月	X, XXX	〇年 〇月〇日

（注）取締役（営業第一部長）〇〇〇〇は、取締役社長〇〇〇〇の次男である。

(2) 退任役員

役職名	氏名	退任年月日
取締役 総務部長	〇〇 〇〇	〇年〇月〇日

(3) 役職の異動

新役職名	旧役職名	氏名	異動年月日
常務取締役	取締役 企画部長	〇〇 〇〇	〇年〇月〇日

(4) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性 X 名 女性 X 名 （役員のうち女性の比率 XX%）

記載事例（監査等委員会設置会社の場合）

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当中間会計期間における役員の異動は、次のとおりである。

(1) 新任役員

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)	就任年月日
取締役 営業第一部長	〇〇 〇〇	〇年 〇月〇日生	〇年〇月 当社入社 〇年〇月 〇〇支店長 〇年〇月 営業第一部長（現） 〇年〇月 取締役就任（現）	〇年〇月 ～ 〇年〇月	X, XXX	〇年 〇月〇日
取締役	〇〇 〇〇	〇年 〇月〇日生	〇年〇月 株式会社〇〇〇〇入社 〇年〇月 同社取締役（現） 〇年〇月 当社取締役就任（現）	〇年〇月 ～ 〇年〇月	X, XXX	〇年 〇月〇日

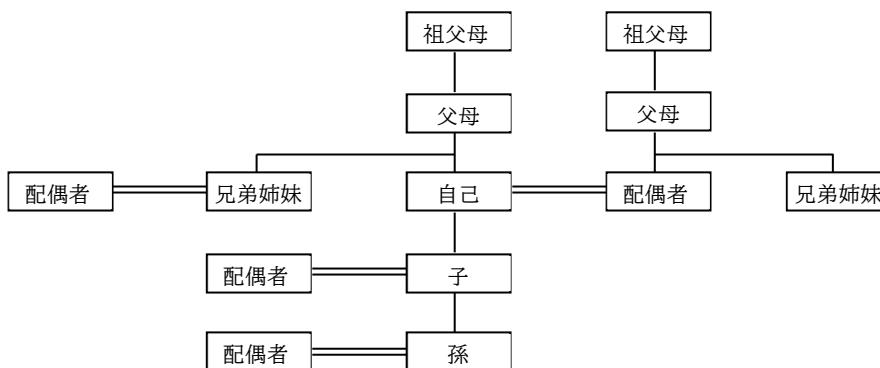
（注）取締役〇〇〇〇は監査等委員に就任している。

（以下略）

作成にあたってのポイント

- ① 新任役員の略歴欄の記載における役員就任前の主要職歴としては入社年月や役員就任直前の役職名が例示として記載されていますが、最終学歴等例示のない事項を任意で記載することを妨げるものではありません。
また、「任期」欄は、例えば、「〇年〇月〇日から選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時」と記載することも考えられます。
- ② 「所有株式数」の欄は、いわゆる実質主義により記載を行うこととなります。
- ③ 「役員間に二親等内の親族関係」がある場合にはその内容を注記することとされていますが、二親等内の親族については、以下の〔親族表（二親等内）〕を参考にしてください。

〔親族表（二親等内）〕



- ④ 役員 の 状 況 に つ い て は、前 事 業 年 度 の 有 価 証 券 報 告 書 の 提 出 日 後、当 中 間 会 計 期 間 の 役 員 の 異 動 を 記 載 す る こと と さ れ て い ま す。
な お、前 事 業 年 度 の 有 価 証 券 報 告 書 を 定 時 株 主 総 会 前 に 提 出 し、当 該 有 価 証 券 報 告 書 に 当 該 定 時 株 主 総 会 又 は 取 締 役 会 で の 決 議 事 項 で あ る 「役 員 の 改 選」、「代 表 取 締 役 の 異 動」及 び 「役 員 の 役 職 の 変 更」等 に 関 す る 事 項 を 任 意 で 記 載 し た 場 合 に、そ れ ら が 実 際 に 否 決・修 正 さ れ な け れ ば、半 期 報 告 書 に お い て、前 事 業 年 度 の 有 価 証 券 報 告 書 の 提 出 日 後 に 行 わ れ た 役 員 の 異 動 と し て 記 載 す る こ と は 不 要 で あ る と 考 え ら れ ま す。
ま た、役 職 の 変 更 を 伴 わ ず 再 任 さ れ た 役 員 に つ い て は、役 員 の 異 動 に 該 当 し な い と 考 え ら れ る た め、半 期 報 告 書 に お け る 記 載 は 不 要 と 考 え ら れ ま す。
- ⑤ 代 表 取 締 役 で あ る か ど う か の 記 載 に つ い て、記 載 上 の 注 意 で は 特 に 言 及 さ れ て い ま せ ん が、代 表 権 の 有 無 は 重 要 な 事 項 で す の で、記 載 す る こ と が 適 当 と 考 え ら れ ま す。常 勤 監 査 役 の 場 合 の 「常 勤」の 記 載 も 同 様 で す。
- ⑥ 監 査 等 委 員 会 設 置 会 社 及 び 指 名 委 員 会 等 設 置 会 社 の 場 合 に は、記 載 上 の 注 意（1）一 般 的 事 項 f（3 頁 参 照）に 記 載 が あ る よ う に、監 査 役 を 設 置 す る 会 社 に 準 じ て 記 載 す る こ と に な り ま す の で ご 留 意 く だ さ い。
- ⑦ 役 員 が 「役 員 持 株 会 で 保 有 す る 単 元 株」に つ い て は、役 員 持 株 会 の 実 態 に よ っ て 取 扱 い が 変 わ る も の と 考 え ら れ ま す。例 え ば、株 主 名 簿 に 「持 株 会」名 義 で 登 録 さ れ、「持 株 会」が 議 決 権 行 使 を 行 う こ と、配 当 金 を 「持 株 会」で プ ー ル し 運 用 す る シ ス テ ム と な っ て い る こ と な ど の よ う に、事 実 上 「持 株 会」が 株 主 と な っ て い る 場 合 は、役 員 個 々 の 所 有 株 式 に 含 め る 必 要 は な い と 考 え ら れ ま す が、こ れ ら の 要 件 を 満 た さ ない 場 合 に は、役 員 個 々 の 所 有 株 式 と し て カ ウ ン ト す る 必 要 が あ る と 考 え ら れ ま す。
- ⑧ 役 員 の 役 職 の 異 動 の み を 記 載 す る 場 合 は、異 動 後 の 役 員 の 男 女 別 人 数 及 び 女 性 の 比 率 の 記 載 は 不 要 と 考 え ら れ ま す。

第4【経理の状況】

冒頭記載

記載事例

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成している。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第3編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成している。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（○年4月1日から○年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表について、○○監査法人による期中レビューを受けている。

記載事例（当中間連結会計期間において「リースに関する会計基準」（2024年9月13日）等を早期適用する場合）

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成している。

なお、当中間連結会計期間（○年4月1日から○年9月30日まで）は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令」（令和7年3月24日内閣府令第20号）附則第3条第1項ただし書き及び「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（令和7年8月22日内閣府令第75号）附則第5条第1項ただし書きにより、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成している。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第3編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成している。

2. 監査証明について

（略）

〔連結財規〕

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に関する注記)

第 102 条 財務諸表等規則第 131 条の規定は、会計基準等の改正等に伴い会計方針の変更を行った場合について準用する。この場合において、同条中「税引前中間純損益金額」とあるのは「税金等調整前中間純損益金額」と、「中間会計期間」とあるのは「中間連結会計期間」と読み替えるものとする。

(会計基準等の改正等以外の正当な理由による会計方針の変更に関する注記)

第 103 条 財務諸表等規則第 132 条の規定は、会計基準等の改正等以外の正当な理由により会計方針の変更を行った場合について準用する。この場合において、同条中「税引前中間純損益金額」とあるのは「税金等調整前中間純損益金額」と、「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と、「中間会計期間」とあるのは「中間連結会計期間」と、「第 1 種中間財務諸表」とあるのは「第 1 種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

〔財規〕

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に関する注記)

第 131 条 会計基準等の改正等に伴い重要な会計方針の変更を行った場合（当該会計基準等に遡及適用に係る経過措置が規定されていない場合に限る。）には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 当該会計基準等の名称
 - 二 当該会計方針の変更の内容
 - 三 税引前中間純損益金額に対する前中間会計期間における影響額及びその他の重要な項目に対する影響額
- 2 前項の規定にかかわらず、遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。
- 一 当該会計基準等の名称
 - 二 当該会計方針の変更の内容
 - 三 税引前中間純損益金額に対する影響額及びその他の重要な項目に対する影響額
 - 四 遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由
 - 五 当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日
- 3 会計基準等に規定されている遡及適用に関する経過措置に従って会計処理を行った場合において、遡及適用を行っていないときは、次に掲げる事項を注記しなければならない。
- 一 当該会計基準等の名称
 - 二 当該会計方針の変更の内容
 - 三 当該経過措置に従って会計処理を行った旨及び当該経過措置の概要
 - 四 税引前中間純損益金額に対する影響額及びその他の重要な項目に対する影響額
- 4 第 2 項第 3 号及び前項第 4 号に規定する影響額について、適時に、正確な影響額を算定することが困難な場合には、適当な方法により概算額を記載することができる。

〔当中間連結会計期間において「リースに関する会計基準」（2024 年 9 月 13 日）等を早期適用する場合〕

〔財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（令和 7 年 8 月 22 日内閣府令第 75 号）〕

附則

(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第 4 条 (略)

第 5 条 (略)

2 (略)

3 前項の場合においては、新連結財務諸表規則第 14 条の 2 において準用する新財務諸表等規則第 8 条の 3 第 3 項第 5 号及び第 6 号又は新連結財務諸表規則第 102 条において準用する新財務諸表等規則第 131 条第 3 項第 4 号若しくは新連結財務諸表規則第 199 条において準用する新財務諸表等規則第 213 条第 3 項第 5 号及び第 6 号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 新連結財務諸表規則の規定を適用して連結財務諸表又は第 1 種中間連結財務諸表若しくは第 2 種中間連結財務諸表を作成する最初の連結会計年度等（次号において「適用初年度」という。）の期首の連結貸借対照表に計上されているリース負債に適用している借手の追加借入利率の加重平均

- 二 前号の追加借入利率で割り引いた適用初年度の前連結会計年度等の末日において開示したオペレーティング・リースの未経過リース料と適用初年度の期首の連結貸借対照表に計上されているリース負債との差額の説明

〔財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（令和 7 年 3 月 24 日内閣府令第 20 号）〕

附則

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第 3 条 （略）

2 （略）

- 3 前項の場合においては、新連結財務諸表規則第 14 条の 2 において準用する新財務諸表等規則第 8 条の 3 第 3 項第 5 号及び第 6 号又は新連結財務諸表規則第 102 条において準用する新財務諸表等規則第 131 条第 3 項第 4 号若しくは新連結財務諸表規則第 199 条において準用する新財務諸表等規則第 213 条第 3 項第 5 号及び第 6 号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 新連結財務諸表規則の規定を適用して連結財務諸表又は第 1 種中間連結財務諸表若しくは第 2 種中間連結財務諸表を作成する最初の連結会計年度等（次号において「適用初年度」という。）の期首の連結貸借対照表に計上されているリース負債に適用している借手の追加借入利率の加重平均
- 二 前号の追加借入利率で割り引いた適用初年度の前連結会計年度等の末日において開示したオペレーティング・リースの未経過リース料と適用初年度の期首の連結貸借対照表に計上されているリース負債との差額の説明

（会計基準等の改正等以外の正当な理由による会計方針の変更に関する注記）

第 132 条 会計基準等の改正等以外の正当な理由により重要な会計方針の変更を行った場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 当該会計方針の変更の内容
 - 二 当該会計方針の変更を行った正当な理由
 - 三 税引前中間純損益金額に対する前中間会計期間における影響額及びその他の重要な項目に対する影響額
- 2 前項の規定にかかわらず、遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。
 - 一 当該会計方針の変更の内容
 - 二 当該会計方針の変更を行った正当な理由
 - 三 税引前中間純損益金額に対する影響額及びその他の重要な項目に対する影響額
 - 四 遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由
 - 五 当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日
 - 3 前項第 3 号に規定する影響額について、適時に、正確な影響額を算定することが困難な場合には、適当な方法により概算額を記載することができる。
 - 4 前事業年度において会計基準等の改正等以外の正当な理由により重要な会計方針の変更を行っており、かつ、当中間会計期間に係る第 1 種中間財務諸表に含まれる比較情報に適用した会計方針と前中間会計期間に係る第 1 種中間財務諸表に適用した会計方針との間に相違がみられる場合には、その旨を注記しなければならない。

〔連結財規ガイドライン〕

102 財務諸表等規則ガイドライン 131 の取扱いは、規則第 102 条及び第 103 条に規定する会計方針の変更に関する注記について準用する。

〔財規ガイドライン〕

131 規則第 131 条及び第 132 条の規定の適用については、次の点に留意する。

- 1 同一の中間会計期間において複数の会計方針を変更した場合には、実務上可能な範囲において、会計方針の変更の内容ごとに、規則第 131 条及び第 132 条の規定を適用するものとする。ただし、当該会計方針の変更の内容ごとに影響額を区分することが困難な場合には、その旨を記載するものとする。
- 2 規則第 131 条第 1 項第 3 号及び第 132 条第 1 項第 3 号に規定する税引前中間純損益金額に対する前中間会計期間における影響額とは、遡及適用を行った場合において、当中間会計期間に係る中間損益計算書に含まれる比較情報に計上された税引前中間純損益金額と、前中間会計期間に係る中間損益計算書に計上された税引前中間純損益金額との差額をいうものとする。

作成にあたってのポイント（続き）

（2026年9月期の半期報告書作成に関するポイント）

当中間連結会計期間の期首から「期中財務諸表に関する会計基準」（2025年10月16日。以下「期中会計基準」という。）等を適用する場合

⑤ 期中会計基準等は、「中間財務諸表に関する会計基準」（以下「企業会計基準第33号」という。）等と「四半期財務諸表に関する会計基準」（以下「企業会計基準第12号」という。）等を統合しているため、期中会計基準等において個別に検討を行った取扱いを除き、基本的に企業会計基準第33号等と企業会計基準第12号等の定め及び考え方を引き継いでおり、期中会計基準等の適用後も基本的に従前の取扱いを踏襲することになると考えられるとされています。

ただし、個別に検討を行った取扱いのうち、有価証券の減損処理及び棚卸資産の簿価切下げの方法について従来切放し法を適用していた会社が期中会計基準等の適用時に期中洗替え法に変更する場合には、会計方針の変更に該当すると考えられます。しかしながら、期中会計基準等の適用前から有価証券の減損処理及び棚卸資産の簿価切下げに係る方法として切放し法を適用していた場合には、継続して切放し法を適用することができるとされているため、会計方針の変更が行われる場合は限定的であると考えられるとされています（期中会計基準BC45項）。

当中間連結会計期間の期首から改正移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」を適用する場合

⑥ 改正移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」（2025年3月11日）を適用する場合、会計方針の変更において注記をすることになると考えられます。

当中間連結会計期間の期首からリース会計基準等を早期適用する場合

⑦ リース会計基準等を早期適用する場合の適用初年度においては、新たな会計方針を過去の期間のすべてに遡及適用する方法（以下「原則的な取扱い」という。）と、経過措置として、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を適用初年度の期首の利益剰余金に加減し当該期首残高から新たな会計方針を適用する方法（以下「遡及処理における累積的影響額を適用初年度の期首残高に反映する方法」という。）が認められています。また、実務上の負担を軽減するための経過措置が設けられています。これらの経過措置を適用する場合において、重要性があるときは、当該経過措置に係る記載を行うことになると考えられます。

⑧ 138頁の記載事例(2)借手②では、「リース取引に関する会計基準」（2007年3月30日。以下「企業会計基準第13号」という。）においてオペレーティング・リース取引に分類していたリース及びリース会計基準の適用により新たに識別されたリースについて、リース負債の金額から前払又は未払リース料の金額を修正した額で使用権資産を計上する方法の例を記載しています。遡及処理における累積的影響額を適用初年度の期首残高に反映する方法を選択する借手は、当該方法又はリース会計基準がリース開始日から適用されていたかのような帳簿価額により使用権資産を計上する方法のいずれかをリース1件ごとに選択することができるとされていますので、各企業で実際に選択した方法に合わせて記載することが考えられます。

⑨ 適用初年度の期首より前に締結されたセール・アンド・リースバック取引について、売手である借手は、リース適用指針第126項に従って、資産の譲渡について企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」などの他の会計基準等に基づき売却に該当するかどうかの判断を見直さないこと、リースの対象となる資産の売却に伴う損益を長期前払費用又は長期前受収益等として繰延処理しリース資産の減価償却費の割合に応じ減価償却費に加減して損益に計上する企業会計基準第13号における取扱いを継続すること等の経過措置を適用することとされています。適用初年度の期首より前に締結されたセール・アンド・リースバック取引に重要性がある場合には、当該経過措置に係る記載を行うことになると考えられます。なお、当該経過措置については、原則的な取扱い又は遡及処理における累積的影響額を適用初年度の期首残高に反映する方法のいずれを選択した場合でも記載を行うことになると考えられます。

(中間連結損益計算書関係)

記載事例 (著しい季節的変動がある場合)

前中間連結会計期間 (自 ○年 4 月 1 日 至 ○年 9 月 30 日) 及び当中間連結会計期間 (自 ○年 4 月 1 日 至 ○年 9 月 30 日)

当社グループでは、通常の営業の形態として、夏季に集中して需要が発生する製品の組み立てを行っているため、連結会計年度の上半期の売上高 (又は営業費用) と下半期の売上高 (又は営業費用) との間に著しい相違があり、上半期と下半期の業績に季節的変動がある。

記載事例 (販売費及び一般管理費の科目を一括して掲記している場合)

※○ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりである。

	前中間連結会計期間 (自 ○年 4 月 1 日 至 ○年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 ○年 4 月 1 日 至 ○年 9 月 30 日)
広告宣伝費	XXX 百万円	XXX 百万円
給料	XXX 百万円	XXX 百万円
退職給付費用	XXX 百万円	XXX 百万円
減価償却費	XXX 百万円	XXX 百万円
△△△△△	XXX 百万円	XXX 百万円
△△△△△	XXX 百万円	XXX 百万円

記載事例 (国際最低課税額に対する法人税等に重要性がある場合)

※○ 法人税、住民税及び事業税に含まれる国際最低課税額に対する法人税等の金額

前中間連結会計期間 (自 ○年 4 月 1 日 至 ○年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 ○年 4 月 1 日 至 ○年 9 月 30 日)
X,XXX 百万円	X,XXX 百万円

記載事例 (「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」第 7 項を適用し、国際最低課税額に対する法人税等を計上していない場合)

- 当社グループは、「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第 46 号 2024 年 3 月 22 日) 第 7 項を適用し、当中間連結会計期間を含む対象会計年度に関する国際最低課税額に対する法人税等を計上していない。

記載事例 (有価証券の減損処理の方法として、切放し法を適用している場合)

- 当社グループは、当中間連結会計期間に係る有価証券の減損処理の方法として、切放し法を適用している。

〔中間連結損益計算書の注記事項に関する主な連結財規の規定〕

項目	連結財規
1 株当たり中間純損益金額に関する注記	第 171 条
潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額に関する注記	第 172 条（財規第 200 条を準用）

〔連結財規〕

(販売費及び一般管理費の表示方法)

第 162 条 販売費及び一般管理費は、適当と認められる費目に分類し、当該費用を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、販売費の科目若しくは一般管理費の科目又は販売費及び一般管理費の科目に一括して掲記し、その主要な費目及びその金額を注記することを妨げない。

2 前項ただし書に規定する主要な費目とは、退職給付費用及び引当金繰入額（これらの費目のうちその金額が少額であるものを除く。）並びにこれら以外の費目でその金額が販売費及び一般管理費の合計額の 100 分の 20 を超える費用又は販売費及び一般管理費の合計額の 100 分の 20 以下であっても区分して表示することが適切と認められる費用をいう。

(中間純利益又は中間純損失)

第 170 条 次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した科目をもって、税金等調整前中間純利益金額又は税金等調整前中間純損失金額の次に記載しなければならない。

- 一 当中間連結会計期間に係る法人税、住民税及び事業税
- 二 法人税等調整額（税効果会計の適用により計上される前号の法人税、住民税及び事業税の調整額をいう。）

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる項目については、当該項目を一括して記載することができる。

3 第 1 項第 1 号に掲げる項目（前項の規定により第 1 項各号に掲げる項目を一括して記載する場合にあっては、当該項目を一括したもの）の金額のうち当中間連結会計期間に係る国際最低課税額に対する法人税等の金額がある場合において、当該国際最低課税額に対する法人税等に重要性があるときは、当該金額を注記しなければならない。

4～7 （略）

(売上高又は営業費用に著しい季節的変動がある場合の注記)

第 175 条 事業の性質上、売上高又は営業費用（売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計をいう。）に著しい季節的変動がある場合には、中間連結損益計算書において、その状況を注記しなければならない。

(切放し法の適用に関する注記)

第 175 条の 2 当中間連結会計期間に係る有価証券の減損処理又は棚卸資産の帳簿価額の切下げの方法として、切放し法を適用した場合には、その旨を注記しなければならない。

作成にあたってのポイント

「販売費及び一般管理費」の科目を一括して掲記している場合、その主要な費目及び金額を注記することとされています。

〔連結財規〕

(金融商品に関する注記)

- 第 111 条 金融商品については、当該金融商品に関する中間連結貸借対照表の科目ごとに、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、中間連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、中間連結貸借対照表の科目ごとの中間連結貸借対照表日における中間連結貸借対照表計上額、時価及び当該中間連結貸借対照表計上額と当該時価との差額を注記しなければならない。ただし、当該中間連結貸借対照表計上額と時価との差額及び前連結会計年度に係る連結貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。
- 2 前項本文の規定にかかわらず、中間連結貸借対照表の科目ごとの中間連結貸借対照表日における金融商品の時価について、適時に、正確な金額を算定することが困難な場合には、概算額を記載することができる。
- 3 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品については、当該金融商品に関する中間連結貸借対照表の科目ごとに、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該金融商品を適切な項目に区分し、その項目ごとに、当該金融商品の時価を当該時価の算定に重要な影響を与える時価の算定に係るインプットが属するレベルに応じて分類し、それぞれの金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。
- 一 当該項目ごとの次に掲げる事項
- イ 中間連結貸借対照表日におけるレベル一に分類された金融商品の時価の合計額
 - ロ 中間連結貸借対照表日におけるレベル二に分類された金融商品の時価の合計額
 - ハ 中間連結貸借対照表日におけるレベル三に分類された金融商品の時価の合計額
- 二 前号ロ又はハの規定により注記した金融商品の時価の算定に用いる評価技法又はその適用を変更した場合には、その旨及びその理由
- 4 前項の規定にかかわらず、中間連結貸借対照表に計上している金融商品を適切な項目に区分し、その項目ごとの中間連結貸借対照表日における金融商品の時価について、適時に、正確な金額を算定することが困難な場合には、概算額を記載することができる。
- 5 第 1 項本文及び第 2 項の規定にかかわらず、中間連結貸借対照表日における市場価格のない株式、出資金その他これらに準ずる金融商品については、第 1 項本文に定める事項の記載を要しない。この場合には、その旨並びに当該金融商品の概要及び中間連結貸借対照表計上額を注記しなければならない。
- 6 第 1 項本文及び第 2 項の規定にかかわらず、中間連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。以下この項において「組合等」という。）への出資については、第 1 項本文に定める事項の記載を要しない。この場合には、その旨及び当該出資の中間連結貸借対照表計上額の合計額を注記しなければならない。ただし、組合等の構成資産に含まれる全ての市場価格のない株式について時価をもって評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とする取扱いを行っている場合には、その旨、当該取扱いを行う組合等の選択に関する方針及び当該取扱いを行っている組合等への出資の中間連結貸借対照表計上額の合計額を併せて注記するものとする。
- 7 投資信託等について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、第 1 項本文に定める事項の記載については、当該投資信託等が含まれている旨を注記しなければならない（当該投資信託等の中間連結貸借対照表計上額の合計額に重要性が乏しい場合を除く。）。
- 8 第 3 項及び第 4 項の規定にかかわらず、投資信託等について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、第 3 項各号に掲げる事項の記載を要しない。この場合には、その旨及び当該投資信託等の中間連結貸借対照表計上額の合計額を注記しなければならない。

〔財規〕

(金融商品に関する注記)

第 8 条の 6 の 2 (略)

- 一 (略)
- 二 金融商品の時価に関する次に掲げる事項
- イ 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの貸借対照表計上額
 - ロ 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの時価
 - ハ 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの貸借対照表計上額と貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの時価との差額
- ニ ロ及びハに掲げる事項に関する説明

作成にあたってのポイント

- ① 金融商品に関する中間連結貸借対照表の科目ごとに、企業集団の事業の運営において重要なものであり、かつ、中間連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日と比較し著しい変動が認められるが、当該中間連結貸借対照表計上額と時価との差額及び前連結会計年度に係る連結貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができるとされています。
- ② 中間連結貸借対照表の科目ごとの中間連結貸借対照表日における金融商品の時価について、適時に、正確な金額を算定することが困難な場合には、概算額を記載することができるとされています。また、連結財規第 111 条第 3 項に定める注記においては、中間連結貸借対照表に計上している金融商品を適切な項目に区分し、その項目ごとの中間連結貸借対照表日における金融商品の時価について、適時に、正確な金額を算定することが困難な場合には、概算額を記載することができるとされています。
- ③ 中間連結貸借対照表日における市場価格のない株式、出資金その他これらに準ずる金融商品については、当該金融商品に関する中間連結貸借対照表の科目ごとに、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、中間連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合であっても、金融商品の時価等に関する事項の注記を要しないとされています。ただし、この場合には、その旨並びに当該金融商品の概要及び中間連結貸借対照表計上額を注記しなければならないとされています。
- ④ 中間連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。以下「組合等」という。）への出資については、当該金融商品に関する中間連結貸借対照表の科目ごとに、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、中間連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合であっても、金融商品の時価等に関する事項の注記を要しないとされています。この場合には、その旨及び当該出資の中間連結貸借対照表計上額の合計額を注記しなければならないとされています。ただし、組合等の構成資産に含まれる全ての市場価格のない株式について時価をもって評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とする取扱いを行っている場合には、その旨、当該取扱いを行う組合等の選択に関する方針及び当該取扱いを行っている組合等への出資の中間連結貸借対照表計上額の合計額を併せて注記するものとされています（連結財規第 111 条第 6 項）。
- ⑤ 投資信託等について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、連結財規第 111 条第 1 項本文に定める事項の記載については、当該投資信託等が含まれている旨を注記しなければならないとされています（当該投資信託等の中間連結貸借対照表計上額の合計額に重要性が乏しい場合を除く。）。
- ⑥ 連結財規第 111 条第 3 項及び第 4 項の規定にかかわらず、投資信託等について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、連結財規第 111 条第 3 項各号に掲げる事項の記載を要しないとされています。この場合には、その旨及び当該投資信託等の中間連結貸借対照表計上額の合計額を注記しなければならないとされています。
- ⑦ 有価証券が企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当中間連結財務諸表において前連結会計年度の末日と比較し著しい変動がある場合には、連結財規第 111 条に定める金融商品に関する注記のほか、連結財規第 112 条に定める有価証券に関する注記（188 頁参照）が必要となる場合も考えられますので、ご注意ください。
- ⑧ デリバティブ取引が企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当中間連結財務諸表において前連結会計年度の末日と比較し著しい変動がある場合には、連結財規第 111 条に定める金融商品に関する注記のほか、連結財規第 113 条に定めるデリバティブ取引に関する注記（190 頁参照）が必要となる場合も考えられますので、ご注意ください。
なお、連結財規第 111 条に定める金融商品に関する注記においては、デリバティブ取引にヘッジ会計が適用されているものも含まれると考えられます。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

○年○月○日

○○株式会社
取締役会 御中

○○○○監査法人
○○事務所
指定社員 公認会計士 ○ ○ ○ ○
業務執行社員
指定社員 公認会計士 ○ ○ ○ ○
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている○○株式会社の○年4月1日から○年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（○年4月1日から○年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、○○株式会社及び連結子会社の○年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRL データは期中レビューの対象には含まれていません。